

広島県安心こども基金条例及び広島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十八号

広島県安心こども基金条例及び広島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改

正する条例

(広島県安心こども基金条例の一部改正)

第一条 広島県安心こども基金条例(平成二十一年広島県条例第三号)の一部を次のよう
に改正する。

第二条第二項中「及び住民生活に光をそそぐ交付金(前条の事業に係るものに限る。

)相当額」を削る。

(広島県自殺対策緊急強化基金条例の一部改正)

第二条 広島県自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年広島県条例第三十号)の一部を
次のように改正する。

第二条第二項中「及び住民生活に光をそそぐ交付金(前条の事業に係るものに限る。

)相当額」を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年六月一日から施行する。